

住宅に関する事項（別紙：複数棟等用）

住宅に関する事項

郵便番号											
所在地											
不動産番号											
住宅の建て方	一戸建ての住宅		長屋		共同住宅		寄宿舍				
住宅の規模	居室									m ²	
		宿泊室	宿泊者の使用に供する部分（宿泊室を除く）				合計				
	階	m ²		m ²		m ²					
	階	m ²		m ²		m ²					
	階	m ²		m ²		m ²					
模	合計	m ²		m ²		m ²					

確認欄

その他の事項

住宅に人を宿泊させる間、不在（法第11条第1項第2号の国土交通省令・厚生労働省令で定めるものを除く。）とならない	
賃借人に該当する	賃貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした賃借物の転貸を承諾している

賃借人に該当しない	
転借人に該当する	賃貸人及び転貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした転借物の転貸を承諾している

転借人に該当しない	
住宅がある建物が、二以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する専有部分のあるものに該当する	規約に住宅宿泊事業を営むことを禁止する旨の定めがない（当該規約に住宅宿泊事業についての定めがない場合は、管理組合に届出住宅において住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がない旨を含む。）

住宅がある建物が、二以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する専有部分のあるものに該当しない	

確認欄